

## 第5回 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議 事項書

平成30年11月21日  
601 特別委員会室

1 旅費以外の経費について

2 次回の日程について

3 その他

<議会経費に関する各会派意見>

資料1

1. 議員報酬、政務活動費

			新政みえ	自由民主党県議団	公明党	日本共産党	草の根運動いが	プロジェクト会議構成会派以外の5会派の意見
報酬	金額	削減後	78万円	第三者の審議会等に委ねる	74.7万円	削減する	政務活動費他と合わせて▲1億1,600万円(年間)	【自民党、青峰】誰でも議員になれるという民主主義の根源的な問題であり、年末をメドとするスケジュールでは議論しきれないとする。改選後に議論すべき。 【能動】1割カット(期間:2019年5月～2023年4月(4年間)) 【鷹山】1割カット(期間:2019年5月～) 【大志】一定の削減を行うべきと考えるが、安易な削減を行うことより、地方議員のなり手不足に拍車がかかることは避けるべきである。
		削減内容(円、%)	▲5万円(▲約6%) (正副議長も同じ)		▲8.3万円(▲10%) (正副議長も同じ)			
	期間	2019年5月～2023年4月(4年間)	—	2019年1月～2023年4月	決定次第 すみやかに～	2019年5月～		
政務活動費	金額	削減後	20万円	26.4万円	23.1万円	削減する	報酬他と合わせて▲1億1,600万円(年間)	【自民党、青峰】年末をメドとするスケジュールでは政務活動費の深いところまで議論しきれないとする。改選後に議論すべき。 【能動】3割カット(期間:2019年5月～2023年4月(4年間)) 【鷹山】3割カット(期間:2019年5月～) 【大志】支出をしなければ、返還となるため現行通りでよい。議会費全体の圧縮のために安易に活動費の削減を行うことは、議員活動の質の低下につながりかねず、避けるべきである。
		削減内容(円、%)	▲13万円(▲約39%)	▲6.6万円(▲20%)	▲9.9万円(▲30%)	プロジェクト会議での議論による		
	期間	2019年5月～2023年4月(4年間)	—	2019年5月～	2019年5月～	2019年5月～		
	制度等	・会派分に一本化して交付	・議員分に一本化して交付	—	・海外視察費は、政務活動費の支出から除外	・会派分、議員分を一本化して交付	【自民党、青峰】現状は事務負担が非常に大きく、事務をするために議員活動の時間が削られるという本末転倒な状態になっている。また、按分が多く、政務活動費をより使いやすくする必要があり、これらの課題を解消すべきである。	
合計削減額(年間)			▲1億1,016万円	▲4,039.2万円	▲1億1,138.4万円	プロジェクト会議での議論による	▲1億1,600万円(旅費等の削減額を含む)	
報酬及び政務活動費に関するその他意見			—	—	・報酬と政務活動費の議論をスピーディーに行う	・次の検討の機会からは、第三者機関に諮問	—	【大志】削減を検討する際、政務活動費(特に会派分)から捻出しようとする傾向が過去においてもあるが、報酬、政務活動費はそれぞれの目的を有しており、報酬、政務活動費を一体で考えているのではないかと誤解を招くことは避けるべきである。
【条例上の規定額】 議員報酬(月額):議員83万円(議長102万円、副議長90万円) 政務活動費(月額):33万円(議員分18万円、会派分15万円)								

2. その他の経費

—	・今後の検討課題として、ペーパーレス化及び事業仕分け	—	—	・議員派遣の人数の見直し	【自民党】議員控室のノートパソコンが全員支給となっているが、希望者のみに支給する選択制としてはどうか。
---	----------------------------	---	---	--------------	---

## 三重県特別職報酬等審議会条例

〔昭和39年10月9日  
三重県条例第77号〕

〔沿革〕 平成10年1月23日第1号、17年12月27日第92号、19年3月20日第3号、20年8月15日第39号改正

## (設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、三重県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額又は知事若しくは副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

## (委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、三重県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

## (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

(以下省略)

## 議員報酬等に関する在り方調査会 最終報告 (H24. 6. 28)

## 【概要】

## 「議員報酬等に関するあり方調査会」

座長 大森 彌 (東京大学 名誉教授)

青山彰久 (読売新聞東京本社 編集委員)

岡本直之 (三重県経営者協会 会長)

金森美智子 (日本労働組合総連合会三重県連合会 副事務局長)

廣瀬克哉 (法政大学法学部 教授)

## 三重県議会議員の報酬のあり方について

○議員報酬のあり方を検討するに当たり、同じ公選職である知事との計数的な比較を行う。

○基本算定式は、議員報酬＝知事の給料×職務活動時間による比率

比較すべき知事の給料は条例本則額

職務活動時間による比率は、知事を1とすれば議員は0.7

○基本算定式により試算すると議員報酬額は128万円×0.7＝89.6万円

○基本算定式によって導かれる議員報酬額は次の2つの観点からさらなる検証が必要。

十分に議員の活動を保障するものであるかどうか、議員による検証が必要。

活動実態とこれに要する経費等について十分に県民の理解を得るため、議員自らが説明責任を果たすことが求められる。

## 三重県議会議員の政務調査費のあり方について

○改革に向けた提言

(1) 条例本則に定める政務調査費の交付額を約2割引き下げること検討すべき。

(2) 合議体としての議会機能を強化する観点から、政策の形成・調整・合意形成を行う会派の活動を「政務」と意義付け、支給対象を会派とするよう条例改正を行ってはどうか。

○当面の改善策

(1) 会派分と議員分の配分について、会派で決定できるようにすることも一案。

(2) 政務調査活動の成果を県民に説明するため、実施活動報告書の記載の充実が考えられる。

(3) 統一的な情報公開の拡充とともに、議員個々の自発的な情報公開の促進についても検討する必要。

(4) 適正かつ計画的な事務処理のため、議会事務局へ定期的に相談。

## 四日市市議会における会議のペーパーレス化に係る取り組みについて

## 1. タブレット端末導入までの経緯について

- ・平成26年10月から、議長の諮問機関である、副議長をキャップとする議会の見える化検討会(副議長+委員6名=各会派及び無会派から1名)において計12回検討を行い、平成27年2月にタブレット端末導入に関する答申が出された。
- ・これを受けて、各派代表者会議及び議会運営委員会で協議を行い、関連予算について予算常任委員会で審査の結果、平成27年10月からタブレット端末(iPad Air 2)が導入され、ペーパーレス会議システム(more NOTE)については平成29年2月定例会議会から議案審議等において本格的に運用されるに至った。

## 2. 運用について

- ・平成27年10月から、まずは諸連絡文書について、従来のファクス等による連絡方法からタブレット端末の機能を活用したメール配信に変更した。
- ・平成29年2月からは、ペーパーレス会議システム導入により、議会での会議に関する全資料を電子化し、委員会審査をはじめとする全ての会議においてペーパーレス化を開始した。

※ただし、予算書、決算書など同時並行で見る必要のある資料は紙資料と併用とし、個人情報を含むものについては、個人情報を除いて電子化の上、個人情報が入った資料を別途ペーパーで配付している。

## 3. コスト等について

## (1) タブレット端末

- ・タブレット端末はiPad Air 2 64GBセルラーモデル
- ・経費負担：公費、40台(議員34台+事務局6台)
- ・契約先：KDDI、経費(24カ月)合計2,741,640円(導入費込み)
- ・使用料1台当たり2,667円
- ※執行部も平成29年1月より35台を契約(ソフトバンク)
- ・議場及び委員会室にwifiのアクセスポイントを設置

## (2) ペーパーレス会議用システム

- ・公募型プロポーザルにより業者を選定(3者の応募あり)
- ・契約先：サイバーウェイブジャパン
- ・使用ソフト：more NOTE(富士ソフト)
- ・総経費は平成29年1月から平成31年4月の28カ月合計で1,603,476円
- ・導入費用：396,900円、使用料：月額43,092円(75ライセンス・議会40/執行部35)

#### 4. システムの導入効果について

- ・資料の電子化によるメリット

- (1) 資料の閲覧環境の向上

- ・資料のカラー化による視認性の向上
    - ・資料検索の迅速化
    - ・場所を選ばず随時かつ即時に資料の閲覧が可能

- (2) 会議運営の効率化

- ・同期機能等の活用による資料閲覧の円滑化
    - ・会議準備に係る作業負荷の軽減

- (3) 資料のデータベース化

- ・資料を体系的に保存することにより、随時、過去の会議資料等の閲覧が可能
    - ・紙資料の保存スペースが不要となる

- (4) セキュリティの向上

- ・文書ファイルへのアクセス権限設定により情報セキュリティが向上

- (5) 経費等の削減

- ・議会において使用している議案関係資料については、年間トータルで50万ページ程度であるが、システムの導入により約7割程度が電子資料に置き換えられることになり、紙資料が大幅に削減となる見込みである。
    - ・紙資料の削減に伴い、印刷及び資料郵送等の事務費削減に加え、資料の調製・配付、会議の準備等に係る執行部及び議会事務局職員の作業の省力化・時間短縮が図られ、当該業務に関する人件費の縮減が期待できる。

#### 5. 今後に向けて

- ・改選期以降（2019年5月）に向け、現在のペーパーレス会議機能に、グループウェアを想定した情報共有機能を加えたシステムの導入を検討している。

議提議案第四号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成二十四年六月二十七日

提出者

奥野英介  
中川康洋  
稲垣昭義  
中嶋年規  
中森博文  
前田剛志  
三谷哲央  
岩田隆嘉  
山本勝

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 三重県議会議員の議員報酬の月額は、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、第二条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に百分の七・八を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に掲げる額とする。

附則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

提案理由

県の厳しい財政状況を考慮し、議員報酬を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第五号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例案

右提出する。

平成二十五年二月二十七日

提出者 奥野英介

中川康洋

稲垣昭義

中嶋年規

中森博文

前田剛志

三谷哲央

岩田隆嘉

山本勝

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年三重県  
条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第六条並びに第七条第二項及び第七項中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条第二項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第三項中「なつた」を「なつた」  
に、「あつた」を「あつた」に改める。

附則第四項中「職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)」を  
「旅費条例」に改める。

附則に次の一項を加える。

9 三重県議会議員の議員報酬の月額は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三  
十一日までの間において、第二条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に百  
分の七・八を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎とな  
る議員報酬の月額は、同条に掲げる額とする。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。